

新分野進出等支援融資

この融資は、従前にはないユニークな製品や独創的な技術の研究開発や発展の可能性のある新たな分野への進出を目的として、事業の転換や事業の多角化を行おうとする区内の中小企業者に、長期で低利の資金をあっせん・融資することにより、区内中小企業における経営の革新を図ろうとするものです。

この融資を申し込む場合には、事前に別紙の事業計画書を区へ提出し、区が行う企業診断等を受けることが必要です。

1 この融資を利用出来る方

区内に住所または事業所がある中小企業であること

【個人】 事業主の住所または営業の本拠地

* 個人事業で事業主の住所が区外の場合は、区民税(事業所課税分)を荒川区に納付していることが必要です。

【法人】 本社登記かつ営業の本拠地

区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること

各種税金等を完納していること

(個人の場合は荒川区民税、所得税等、法人の場合は法人税、事業税)

個人事業の場合は、事業主が国民健康保険料を完納していること

東京信用保証協会の保証対象業種であること

(従前事業において)許認可等を要する事業にあたっては、その許認可を得ていること

新製品・新技術の研究開発や発展の可能性のある新たな分野への進出等を行い、経営の革新を図ろうとする企業で、以下の事項の全てを満たすもの

新製品・新技術の研究開発または事業の転換や事業の多角化を行う具体的計画を有する企業

区が行う企業診断等によりあっせんが適切と認められるもの

* 既に区の中小企業融資を利用している方は利用できないこともありますので、お問い合わせ下さい

なお、区による融資のあっせんは、融資が必ず受けられることを保証するものではありません。また、金融機関や東京信用保証協会の審査を経て、融資の可否が判るまでに一定の時間がかかります。十分な時間的余裕を持ってご相談ください。

2 融資あっせんの内容

【対象となる事業】

新製品・新技術に関する研究開発、需要

従前にはない独創性があり、付加価値の高い製品や技術の研究開発、商品化のための試作

研究開発する製品・技術の需要を把握するための調査や試作品の見本市・展示会等への出展、広告宣伝等の活動、試作品を量産化するために必要な設備の増強等

発展の可能性のある新たな事業分野への進出等

ただし、転換先の事業及び多角化する事業は、原則として現在行っている事業と日本標準産業分類による中分類または細分類（4桁分類）で異なるものでなければなりません。

現在行っている事業の一部（生産額または取引額の1/3以上）または全部を縮小・廃止し、かつ、転換先事業が転換後における全事業活動の1/3以上を占めるよう、事業の転換を行うこと。

現在行っている事業を継続しながら新たな事業に着手し、2年以内に新たな事業の売上が、全売上高の1割以上を見込めるよう事業の多角化を行うこと。

【事業計画書の提出と企業診断】

融資のあっせんを受けるためには、事前に事業計画書等（区の所定の様式）を提出していただいています。

また、区は、中小企業診断士等を派遣し、事業計画書等の診断を行います。なお、当該事業が次のいずれかに該当する場合は、診断を省略することができます。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等による都知事の承認を受けている事業である

東京都や区等による新製品や新技術の開発に関連する助成制度による助成の決定を受けている事業である（単独、共同であるかを問わない）

特許、実用新案を取得済み、または出願中の技術やアイデアを活用した事業である
その他、上記に準じる状況にあるものと認められる場合

【資金使途】

運転資金、設備資金、運転設備併用資金

対象となる使途は、新製品、新技術の研究開発や需要の開拓、あるいは事業転換や事業の多角化に必要な経費です。ただし、設備資金については、区内に設置するものに限りません。

主な細目

試験研究・試作等に関する経費

運転資金...原材料購入費、設計・デザイン委託費、外注加工費、設備等のリース料、試験分析経費や技術改善等の指導経費、工業所有権の出願または取得経費など

設備資金...機械装置、金型等の購入費など

需用開拓に関する経費

運転資金...市場調査費、展示会、見本市等への出展経費、パンフレット作成及び広告宣伝費など

試作品の量産化のための経費

設備資金...機械装置等設備の増強による経費

事業転換または事業の多角化のための準備経費
 運転資金...商品・原材料等の仕入、従業員の給料・賃金など
 設備資金...事業所の開設、機械設備の購入経費など
 その他、新製品、新技術の研究開発、事業転換や事業の多角化に不可欠と認められる経費

【融資資金】 運転・設備・併用 1,500万円以内
 【利率】 本人負担 0.5% (表面金利1.9% 区利子補給1.4%)
 【融資期間】 運転資金・運転設備併用 5年以内(据置期間1年を含む)
 設備資金 7年以内(据置期間1年を含む)
 【信用保証料】 区が全額負担

ただし、信用保証料の補助を受けた区の特別融資を2本以上利用している場合には、信用保証料の補助は2分の1になります。

3 申込み必要書類

【個人の場合】

納税証明書(申告所得税 その1 または事業税)
 電子申告をしており、かつ税額がない場合は、申告所得税 その2
 区民税・国民健康保険料の納税状況確認印(区国保以外の健康保険に加入の方は、その保険証)
 確定申告書の写し(最新のもので税務署受付印のあるもの)
 青色申告 = 前年の確定申告書 + 決算書
 白色申告 = 前年の確定申告書 + 収支内訳書

【法人の場合】

納税証明書(法人税 その1 または事業税)
 電子申告をしており、かつ税額がない場合は、法人税 その2
 履歴事項全部証明書 3ヶ月以内に発行されたもの
 確定申告書及び決算書の写し(最新のもので税務署受付印のあるもの)

【共通のもの】

融資あっせん申込書 荒川区所定様式
 融資あっせん及び利子補給等に係る念書 荒川区所定様式
 信用保証料補助金交付申請書 荒川区所定様式
 信用保証料請求書兼支払金口座振替依頼書 荒川区所定様式
 印鑑証明書(法人は法人の印鑑証明書) 3ヶ月以内に発行されたもの
 「新製品・新技術開発事業計画書」または「事業転換計画書」 荒川区所定様式
 見積書、カタログ等(設備資金を申し込む場合)
 (代表者が外国人の場合)住民票
 許認可等を必要とする業種の場合は、その許認可書等の写し
 その他区長が必要と認めた書類
 預金通帳

4 申込みから貸付けまで

事前相談、荒川区所定用紙の受領

事業計画書の提出

事業計画書の審査(実地調査、企業診断)

事業計画適否の連絡

融資あっせんの申込み・申込書類の審査

融資あっせん書の交付

金融機関へ融資の申込み

金融機関審査、保証申請

保証協会審査、決定

融 資 実 行